

健康・安全に生活する力を培う

<主要施策 14 健康教育の推進>

1 学校におけるアレルギー疾患対策（都立学校教育部・地域教育支援部）

(1) ガイドライン等に基づいた体制整備の推進

学校におけるアレルギー疾患のある児童・生徒への対応については、文部科学省監修による「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（平成 20 年）に基づいた、各学校での取組が円滑に進むよう、児童・生徒のアレルギー疾患に対する学校教職員の理解と対応能力向上に向けて取り組んできた。

平成 24 年末に都内小学校における事故が起きたことから、事故再発防止のため、平成 25 年度以降、同ガイドラインを補完するマニュアル等を作成・配布するなど、児童・生徒のアレルギー事故予防体制の確保と緊急時における適切な対応の確立に向けた取組を強化している。

今後も引き続き、以下の点について重点的に区市町村教育委員会及び都立学校を支援・指導し、更なる体制の強化に向けて働きかける。

ア 「食物アレルギー対応委員会」の設置による組織的な取組と対応の強化

イ 学校給食における管理職、養護教諭、学級担任、栄養職員等の役割分担の明確化

ウ 校内研修による実践対応力の醸成

エ 緊急時（アナフィラキシー発症時）における対応

(2) アレルギー疾患対応研修の実施

平成 21 年度以降、学校教職員等を対象に、専門医を講師とした研修を実施している。平成 25 年度からは、養護教諭とアドレナリン自己注射薬を携帯する児童・生徒の担任教諭並びに学校栄養職員等を重点対象として実施しており、平成 27 年度も、研修を継続していく。

2 公立学校における食育の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

(1) 栄養教諭の配置による食育の推進

ア 栄養教諭の配置

平成 20 年度から各地区に栄養教諭を計画的に配置し、平成 25 年度からは複数配置を開始し、食育の推進を図っている。

栄養教諭は、配置校のみならず、各校の食育リーダーを支援しながら、配置地区全体の食育推進を担っている。食育リーダーへの指導・助言をより一層充実し、教科間の調整を図りながら、「生きた教材」である学校給食を活用した食育を一層推進するため、継続して栄養教諭を配置する。

イ 地場産物を活用した食育の実践研究

地域の自然や文化、地域の食に係る産業、自然環境の恵沢に対する児童・生徒の理解の増進を図るには、学校給食に地場産物を活用した食育が有効である。

栄養教諭は、配置地区で継続して地場産物を活用した食育の実践研究を行い、地区全体の食育の充実を図る。

研究内容

- ・地域生産者との連携
- ・地場産物を活用した学校給食のメニューの作成
- ・地場産物を活用した「食に関する指導の全体計画」の作成
- ・生産体験学習など地域に密着した食育の実践

(2) 学校給食における地産地消

農地のない都心部の学校においても地場産物を活用した食育や地産地消を行えるようにするため、東京産の農水産物も地場産物と位置付け、東京都産業労働局等と連携を図り、学校給食において、島しょを含めた東京産の水産物や地場産野菜の活用を推進する。

<主要施策 15 防災教育の充実>

1 「防災ノート」等の作成・配布（指導部）

(1) 「防災ノート」の活用・配布

ア 東京都総務局が作成する「防災ブック」について各家庭で児童・生徒が保護者とともに学習できる「防災ノート」の作成と配布（都内全公立及び私立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の全児童・生徒）

イ これまで作成した防災教育補助教材に加え、「防災ノート」を活用した防災教育を推進

(2) 防災教育補助教材の作成・配布

ア 防災教育副読本「地震と安全」の作成と配布（都内全小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の全児童・生徒）

イ 小・中学校防災教育補助教材「3.11を忘れない」の作成と配布

ウ 高等学校科目「保健」補助教材「災害の発生と安全・健康～3.11を忘れない～」の作成と配布

2 都立高校における防災教育の充実（指導部）

(1) 都立高校における防災教育の推進

ア 地域と連携した防災教育の推進を図る「防災教育推進委員会」の活動を推進

イ 様々な場面や状況を想定した実践的な避難訓練の実施

(2) 全都立高校における一泊二日の宿泊防災訓練

ア 定時制・通信制課程を除く全ての都立高校等で実施する。

イ 災害発生時に、まず自分の命を守り、次に身近な人を助け、更に避難所の運営補助など、地域の防災活動に貢献できる人材の育成を目的とする。

ウ 近隣小・中学校、地域住民などと連携した防災訓練を行い、自助・共助の精神を養う。

エ 防災訓練では、アルファ化米等を用いた備蓄食準備訓練、体育館・教室等での就寝訓練、地域の消防署、警察署、防衛省自衛隊などと連携した初期消火訓練やAEDを用いた応急救護訓練等を行う。

(3) 防災に関する知識・技能をもつ関係機関と連携した防災教育の推進

東京消防庁、日本赤十字社、防衛省自衛隊など、防災に関する知識・技能をもつ関係機関と連携した防災訓練の実施を希望する学校を募り、関連施設での宿泊防災訓練を実施するとともに、上級救命講習等の技能講習受講を推進し、発災時に地域に貢献できる人材の育成を図る。

3 特別支援学校における宿泊防災訓練の実施【新規】（指導部）

(1) 都立特別支援学校 20 校での宿泊防災訓練の実施

ア 児童・生徒の防災意識の育成を図ると共に、児童・生徒の安全確保に向けた教職員の危機管理体制を点検することを目的とする。

イ 児童・生徒は、障害の状態に応じて避難訓練、初期消火訓練、停電訓練、震災学習、備蓄品の利用体験、就寝訓練などを体験する。

ウ 教職員は、指揮命令系統の点検、初動態勢訓練、AED使用訓練、応急処置・搬送訓練、保護者への連絡体制の点検、応援要請訓練、地域と連携した避難所設営訓練などを学校の規模や地域の実情に応じて実施する。

(2) 事業の検証と平成 29 年度全校実施に向けた取組

ア 特別支援学校宿泊防災訓練検討委員会を設置して、宿泊防災訓練の実施の検証と障害種別ごとの配慮事項等をまとめ、次年度の実施計画案を作成する。

イ 宿泊防災訓練実施校による報告会を開催し、実施結果を都立特別支援学校全体で共有する。

4 学校における安全教育の推進（指導部）

(1) 安全教育プログラムを活用した安全教育の推進

都内全ての公立学校において、「必ず指導する基本的事項」と年間指導計画等を系統的・体系的に示した安全教育プログラムの活用により、学校の教育活動全体で総合的に安全教育を推進する。

(2) 安全教育推進校の指定

安全教育プログラムの内容を都内公立学校に定着させ、幼児・児童・生徒への安全教育を一層推進するため、安全教育推進校 12 校を指定する。